

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日)

目 次

◇ 告 示 建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等
測量等の指名競争入札に参加する者に必要な資格等

告 示

鳥取県告示第四十七号

昭和四十九年度において県が発注する建設工事（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の手続等について、次のとおり定めたとの告示する。

昭和四十八年十二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指名競争入札に参加する者に必要な資格

指名競争入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる事項を総合勘案して行つた審査の結果に基づき、発注工事の種類に応じて必要な等級

に区分し、これを発注の標準とする請負工事金額に対応させて定めた資格とする。

1 建設業法第二十七条の二に規定する経営に関する客観的事項

(一) 審査基準日（昭和四十九年一月一日をいう。以下同じ。）の直前二年（以下「直前二年」という。）の各営業年度における完成工事高について許可を受けた建設工事（登録業者にあつては許可を受けようとする建設工事）の種類別年間平均完成工事高

(二) 経営規模

ア 審査基準日の直前の営業年度の決算（以下「直前決算」という。）における自己資本額（法人にあつては資本又は出資の額に準備金、積立金及び繰越金の額を加えた額を、個人にあつては次年度繰越純資本金の額をいう。以下「自己資本額」という。）

イ 審査基準日の前日における建設業に従事する職員の数

(三) 経営比率等

ア 直前決算における流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表わしたものをいう。）

イ 直前決算における自己資本固定比率（自己資本額を固定資産の額で除して得た数値を百分比で表わしたものをいう。）

ウ 審査基準日の直前一年における総資本純利益率（審査基準日の直前一年の各営業年度における純利益の合計額を直前決算における総資本の額（法人にあつては流動負債、固定負債、引当金、資本金、法定準備金及び剰余金の額の合計額を、個人にあつては流動負債、固定負債、引当金、純資本金、当年利益金及び事業主借勘定の額の合計額をいう。）で除して得た数値を百分比で表わ

したものを用う。

(四) 審査基準日の前日までの建設業の営業年数

2 主観的事項

(一) 工事成績

(二) 工事能力

(三) 労働福祉の状況

二 資格審査の手續

指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けようとする者は、建設工事入札参加資格審査申請書(様式第一号)に次に掲げる書類を添えて、県内に主たる営業所を有する建設業者にあつては二月十五日までに、県外に主たる営業所を有する建設業者にあつては三月末日までに知事に提出しなければならない。ただし、提出期限について、知事が特別な理由があると認めるものについては、この限りでない。

1 県内に主たる営業所を有する建設業者

(一) 営業所一覽表(様式第二号)

(二) 直前二年の各事業年度における工事施工金額(様式第三号)

(三) 工事経歴書(様式第四号)

(四) 使用人数(様式第五号)

(五) 法人にあつては直前一年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書、完成工事原価報告書及び利益処分計算書又は損失処理計算書、個人にあつては営業用純資本額に関する調査、収支計算書及び完成工事原価報告書

(六) 昭和四十九年度建設工事指名競争入札参加資格申請書提出前一年における納税義務の発生した国税(法人税又は所得税に限る。)及

び鳥取県の県税(事業税及び自動車税に限る。)の納税証明書

(七) 代表者の身元証明書

(八) 労働福祉の状況及び労働災害発生状況(様式第六号)

(九) 職員調査書(様式第七号)

(十) 営業用機械器具調査書(様式第八号)

(十一) 使用印鑑届(様式第九号)

(十二) 印鑑証明

(十三) 建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条に規定する経営事項審査申請書

2 県外に主たる営業所を有する建設業者

(一) 建設業者許可証明書又は許可申請をしていることを証する書面

(二) 営業所一覽表(様式第二号)

(三) 工事経歴書(様式第十号)

(四) 昭和四十九年度建設工事入札参加資格審査申請書提出前一年における納税義務の発生した国税(法人税又は所得税に限る。)の納税証明書

(五) 代表者の身元証明書

(六) 主要取引金融機関名(様式第十一号)

(七) 登記簿謄本

(八) 使用印鑑届(様式第九号)

(九) 印鑑証明

(十) 建設業法施行規則第十八条の規定により建設大臣又は知事に提出した経営事項審査申請書の写し

三 資格の有効期間

別表

一の資格は、昭和四十九年度限りとする。ただし、昭和五十年年度の指名競争入札の参加者の資格が決定されるまでの間は、引続き効力を有するものとする。

発注工事種別	建設工事の種類
一般土木工事	土木一式工事(土) ○ とび、土工、コンクリート工事(と) ○ タイル、れんが、プロック工事(タ) ○ 鉄筋工事(筋) ○ 水道施設工事(水)
舗装工事	舗装工事
鋼橋工事	鋼構造物工事(鋼) ○ とび、土工、コンクリート工事(と) 土木一式工事(土)
港湾工事	土木一式工事(土) ○ しゅんせつ工事(しゅ)
機械設備工事	機械器具設置工事(機) ○ 鋼構造物工事(鋼)
塗装工事	塗装工事(塗)
造園工事	造園工事(園)
さく井工事	さく井工事(井)
	建築一式工事(建)

一般建築工事	管工事	内装工事	電気工事	通信設備工事
○ 大工工事(大) ○ とび、土工、コンクリート工事(と) ○ 屋根工事(屋) ○ 鋼構造物工事(鋼) ○ 板金工事(板) ○ 防水工事(防) ○ 建具工事(具)	管工事(管) ○ 熱絶縁工事(絶) ○ 消防施設工事(消)	建築一式工事(建) ○ ガラス工事(ガ) ○ 防水工事(防) ○ 建具工事(具)	電気工事(電) ○ 電気通信工事(通)	電気通信工事(通) ○ 電気工事(電)
○ 左官工事(左) ○ 石工事(石) ○ タイル、れんが、プロック工事(タ) ○ 鉄筋工事(筋) ○ ガラス工事(ガ)	○ 水道施設工事(水) ○ 清掃施設工事(清)	○ 塗装工事(塗) ○ 内装仕上工事(内)	○ 消防施設工事(消)	○ 電気工事(電)

(注) (1) 右表の上欄の工事種別ごとに同表下欄の建設工事のうち、いづれか一について建設業の許可を受けている者についてのみ入札参加資格を付与できる。
 (2) 表中、○印を付した建設工事の種類は、工事を単体でのみ受注することのできる種別である。

様式第1号

受 付 番 号

建設工事入札参加資格審査申請書

年 月 日 股

住 所

電話番号

申請者 商号又は名称

代 表 者

㊦

許可を受けて いる 建設業	建設大臣 知事	許可 (一) 第	工 事 許 可 号 業 可 (登録)
	昭和	年 月	
	建設大臣 知事	許可 (一) 第	工 事 許 可 号 業 可
	和昭	年 月	

今般貴県所管に係る建設工事の入札に参加したいので、別冊指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。なお、この建設工事入札参加資格審査申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

様式第2号

営 業 の 沿 革

創 業		年	月	日
創 業 後 の 沿 革	創	年	月	日
		年	月	日
		年	月	日
		年	月	日
		年	月	日
		年	月	日
		年	月	日
最初に許可(登録)を受けた年月日		年	月	日

記 載 要 領

「創業後の沿革」の欄には、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開、賞罰(行政処分等を含む。)等を記載すること。

直前2年の各事業年度における工事施工金額

営業年度	注文者の区分	許可に係る建設工事の施工金額					その他の建設工事の金額	合計
		工事	工事	工事	工事	工事		
第 期 年 月 日から 年 月 日まで	官公庁 民間 計	千円	千円	千円	千円	千円		千円
第 期 年 月 日から 年 月 日まで	官公庁 民間 計							
第 期 年 月 日から 年 月 日まで	官公庁 民間 計							

記載要領

- この表には、完成工事の請負代金の額を記載すること。
- 下請負工事については、注文者は「民間」に該当するものとして記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区別して記載すること。

様式第4号

工 事 経 歴 書

(建設工事の種類) 工事

番 号	工 事 名	元請又 は下請 の区別	注 文 者	請負代金の額	工 事 原 価				工事差益	着 工 年 月	完 成 年 月
					材料費	労務費	外注費	経 費			
1											
2											
3											
4											
前前期決算における完成工事高 小 計											
1											
2											
3											
4											
直前決算における完成工事高 小 計											
合 計											

記 載 要 領

- 1 この表は、「直前2年の各事業年度における工事施工金額」(様式第4号)に記載した工事の種類ごとに、別葉として作成する。
- 2 この表は、直前2年において完成したすべての工事について記載すること。
- 3 下請工事については、「注文者」の欄には、直接注文した元請者を記載し、「工事名」の欄には、下請工事の名称を記載すること。

様式第5号

使 用 人 数

営 業 所 の 名 称	技 術 関 係 職 員	事 務 関 係 職 員	合 計
合 計	人	人	人

記 載 要 領

- 1 建設業に従事している職員数を記載すること。
- 2 「職員」は、雇用期間を特に限定することなく雇用された者で、労務者以外のものとする。

労働福祉の状況及び労働災害発生状況

労働福祉の状況

建設業退職金共済組合員である場合	期間を定めて雇用している者の数 加入済人員 手帳交付済人員 証紙購入金額	人 人 人 円
中小企業退職金共済事業団と共済契約を締結している場合	契約番号 契約成立年月日 加入済人員	第 号 年 月 日 人
上記のいずれにも加入していない場合その理由		

労働災害発生状況

区分 年度	(イ) 労災保険料	(ロ) 災害発生件数	(ハ) 災害発生率 $\frac{(ロ)}{(イ)} \times 10,000$
	千円		
昭和46年度			
昭和47年度			
昭和48年度			

記載要領

- 1 期間を定めて雇用している者とは、一週間又は一箇月等一定の期間を定めて雇う者及び日雇労働者等をいう。
- 2 建設業退職金共済組合に加入している者は、その証明書を添付すること。
- 3 労働災害発生状況は、所轄の労働基準監督署長に報告した報告書に基づいて記載し、労働基準監督署長の報告書の提出済の証明書を添付すること。

様式第7号

職 員 調 査 書

技 術 者

番号	職 種	氏 名	年 令	現 住 所	最終卒業学校名	法令による 免 許	実 務 経 歴	実務経験 年 数	備 考
1									
2									
3									
計 人									

記 載 要 領

- 1 この表には、「使用人数」で記載した技術関係職員のほか、代表者若しくは常勤の役員で技術者を兼務している者について記載することとし、このうち建設業法第7条第1項第2号に該当する技術者については番号を○で囲むこととする。
- 2 「職種」の欄の記入は建設業法に規定する建設工事の種類によるものとする。
- 3 「法令による免許等」欄には、建設工事に関し法律又は命令による免許又は技術者若しくは技能の認定を受けた旨を記載すること（例 1級建築士2級土木施工管理技士等）。
- 4 「実務経歴」欄には、主として従事した実務の内容を土木工事、建築工事等に大別して記載すること。
- 5 「実務経験年度」は、建設工事に関し有する実務経験の総年数とする。
- 6 役員が技術者を兼務している場合は、備考欄に何れも兼務と記載すること。

役員及び事務その他職員

番号	役職名	常勤、非常勤の別	氏 名	年 令	現 住 所	最終卒業学校名	備 考
1							
2							
3							
計 人							

記載要領

- 1 別表の記列の順に番号を附記して記載すること。
- 2 別表の機械器具以外のものを所有しているときは、「番号」欄に「その他」と附記し、記載すること。

別表

番号	名	番号	名	番号	名
1	ブルドーザー (トラクターを含む。)	13	テラスオーガー	28	コンクリートブレード
2	モータースクレーパー	14	地下軍統監施工用機械	29	コークリートミキサー
3	被けん引スクレーパー	15	グラウト機械 (グラウトポンプ、グラウトミキサー等を含む。)	30	トラックミキサー
4	ショベル採掘機 (バッキンショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシエル等を含む)	16	ボーリソングラフ (さく井機等を含む。)	31	コンクリートポンプ (コンクリートプレッサーを含む。)
5	連続式掘削機 (バケットホイールエクスカベーター、トレンチャー等を含む。)	17	さく岩機 (ブローカーを含む。)	32	コンクリート振動機
6	トラクターショベル	18	ドリルジヤソボ	33	アスファルトブレード
7	ダンプトラクター類 (ダンプトラック、ダンプター、ダンプ等を含む。)	19	クローラドリル及びゴンドリル	34	アスファルトフェイスヤー
8	自走式クレーン (トラクタクレーン、ホイールクレーン、クローラクレーン、トラクタクレーン等を含む。)	20	シールド掘削機	35	アスファルトリヂェストリビューター
9	固定式クレーン (タワークレーン、テリツクレーン、ジブクレーン、門形クレーン、クレーン等を含む。)	21	トンネル掘削機	36	コンクリートフェイスヤー
10	工事用エレベーター及びリフト	22	モーターグライダー	37	コンクリートスプレッター
11	くい打機及びくい抜機 (ブローセルボイルハンソー、抜機、ボイルドライパー、気動ハンソー等を含む。)	23	ロープロウラー	38	しゆんせつ船
12	大口径掘削機 (ターンスドリル、リバーンスサーキユレーショソドリル等を含む。)	24	タイヤローラー	39	起重機 (くい打ち船を含む。)
		25	振動ローラー	40	土運船
		26	小形振動締固め機 (振動コンパクター、ランマー、タソパー等を含む。)	41	引船
		27	砕石機	42	空気圧縮機

様式第9号

使 用 印 鑑 届

使用印

実 印

上記の印鑑は、入札見積に参加し、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用したいからお届けします。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者



様式第11号

主 要 取 引 金 融 機 関 名

政府関係金融機関	普通銀行 長期信用銀行	相互銀行 工商組合中央金庫 信用金庫・信用協同組合	その他の金融機関

記 載 要 領

- 1 「政府関係金融機関」の欄には、国民金融公庫、住宅金融公庫、中小企業金融公庫、月本輸出入銀行、日本開発銀行等について記載すること。
- 2 各金融機関とも、本所、本店、支所、営業所、出張所等の区別まで記載すること。
(例 ○○銀行 ○○支店)

鳥取県告示第千四十八号

昭和四十九年度において県が発注する測量及び建設コンサルタント業務の指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の手続き等について、次のとおり定めたので告示する。

昭和四十八年十二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指名競争入札に参加する者に必要な資格

指名競争入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる要素を総合勘案して行つた審査の結果に基づき、業務の種類に応じて定めた資格とする。

1 審査基準日(昭和四十九年一月一日をいう。以下同じ。)の直前二年度の各事業年度における測量又は建設コンサルタント業務の収入高

2 経営規模

(一) 審査基準日の直前の事業年度の決算(以下「直前決算」という。)における自己資本額(法人にあつては資本又は出資の額に準備金、積立金及び繰越金の額を加えた額を、個人にあつては次年度繰越純資本金の額をいう。以下「自己資本額」という。)

(二) 審査基準日の前日における従業員の数
経営比率

(一) 直前決算における流動比率(流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表わしたものをいう。)

(二) 直前決算における自己資本固定比率(自己資本額を固定資産の額で除して得た数値を百分比で表わしたものをいう。)

(三) 審査基準日の直前一年(以下「直前一年」という。)における総

資本純利益率(直前一年の各事業年度における純利益の合計額を直前決算における総資本の額(法人にあつては流動負債、固定負債、引当金、資本金、法定準備金及び剰余金の額の合計額を、個人にあつては流動負債、固定負債、引当金、純資本金、当年利益金及び事業主借勘定の額の合計額をいう。)で除して得た数値を百分比で表わしたものをいう。)

4 審査基準日の前日までの営業年数

二 資格審査の手続

指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けようとする者は、測量及び建設コンサルタント業務入札参加資格審査申請書(様式第一号)に次に掲げる書類を添えて、昭和四十九年二月末日までに知事に提出しなければならない。ただし、提出期限について、知事が特別な理由があると認めるものについては、この限りでない。

1 業務経歴書(様式第二号)

2 職員調書(様式第三号)

3 技術職員調書(様式第四号)

4 営業用機械器具調書(様式第五号)

5 経営規模等総括表(様式第六号)

6 直前一年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書

7 昭和四十九年度測量及び建設コンサルタント業務入札参加資格審査申請書提出前一年における納税義務の発生した国税(法人税又は所得税に限る。)の納税証明書

8. 法人にあつては登記簿の謄本、個人にあつては市町村長の営業証明書

9. 営業に關し法律上必要とする登録の証明書

10. 代表者身元証明書

11. 印鑑証明

12. 使用印鑑届(様式第七号)

13. 委任状(年間委任の場合に限る。)

三 資格の有効期間

一 による資格は、昭和四十九年度限りとする。ただし、昭和五十年年度の指名競争入札の参加者の資格が決定されるまでの間は、引き続き効力を有するものとする。

様式第1号

受 付 番 号

測量及び建設コンサルタント業務入札参加資格審査申請書

年 月 日

鳥取県知事

殿

測量業	測 量 業	第 第 第	号 号 号	年 年 年	月 月 月	日 日 日
建設コンサルタント業務	建設コンサルタント業	第 第 第	号 号 号	年 年 年	月 月 月	日 日 日
登録年月日	登録年月日	第 第 第	号 号 号	年 年 年	月 月 月	日 日 日
土地家屋調査士	建築士事務所	第 第 第	号 号 号	年 年 年	月 月 月	日 日 日

住 所
 商号又は名称
 代 表 者

(TEL ー)

㊦

今般貴県所管に係る測量及び建設コンサルタント業務の入札に参加したいので、別冊指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。なお、この入札参加資格審査申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

職 員 調 査 書

区 分	技 術 職 員						事務職員	合 計	備 考
	建 築	土 木	機 械	電 気	都市計画	その他			
大 学 卒	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	
高 等 学 校 卒	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	
そ の 他	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	
数 計	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	

記 載 要 領

- 1 本表は、常時使用する職員（嘱託、アルバイトは含みません。）数を記入すること。なお、法人の場合は、常勤役員のうち業務を執行する取締役又はこれに準ずるものの数を、個人の場合は、業務を執行する経営者の数を含めて記入すること。
- 2 大学卒欄には、専門学校の卒業者を、高等学校卒欄には、旧中学校令による実業学校の卒業者を含めて記入すること。
- 3 職員欄の〔 〕内には、建築士法その他の法令による資格を有しているものの数を再掲すること。
- 4 「技術職員」欄は、主として従事する区分に従い記入し、建築、土木というように重複して記入しないこと。

様式第7号

使 用 印 鑑 届

使用印

実 印

上記の印鑑は、入札見積に参加し、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用したいからお届けします。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者